

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

【No.60】同一事業年度内の同一の年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記憶帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

別表十(五)

I 収用換地等の場合の				円	
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡	
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上の	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の	支出した譲渡経費の額
	譲渡資産の種類	4		譲渡経費に充てるため	14
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		+ (18)	19
	同以上以外の補償金の額	6			
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7			
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8			
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		特別控除額の計算	20
	特別控除に係る交換取得資産の価額	10		特別控除残額	21
	同上の交換取得資産につき支払った交換差金の額	11		特別控除額	22

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.58】3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日までの日付となっていますか。

【No.59】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、14欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

令五・四・一以後終了事業年度分

II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23		円	を譲渡した	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定を受けた金額	38	
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・)		特定事業等の特別控除のために土地等の	1,500万円 - (38)	39	
取得した対価の額	25		円	譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定を受けた金額	5,000万円 - (40)	40	
交換取得資産の価額	26			特別控除残額	5,000万円 - (40)	41	
額の計算	差引譲渡経費の額 (29) - (30)	31		特別控除額	((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42	
		譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32		特別控除残額	800万円 - (43)	43
		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定を受けた金額	33		特別控除残額	5,000万円 - (45)	44
		2,000万円 - (33)	34		特別控除残額	5,000万円 - (45)	45
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定を受けた金額	35			特別控除残額	((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	46	
特別控除残額	36			特別控除残額	5,000万円 - (50)	47	
特別控除額	37			特別控除残額	1,000万円 - (48)	48	
				特別控除残額	5,000万円 - (50)	49	
				特別控除残額	5,000万円 - (50)	50	
				特別控除残額	((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	51	
				特別控除残額		52	

【No.61】収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか(20~22欄、35~37欄、40~42欄、45~47欄、50~52欄)。
また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。